

京都市告示第186号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年6月16日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 平成26年6月30日 午前11時

路線名及び道路の区域

路線名	区間
栗尾中区線	右京区京北周山町隠谷52番地の1地先から 同区京北細野町東ノ垣内20番地の1地先まで

(建設局土木管理部道路明示課)